

米田柔整専門学校 臨床実習開催に向けての手順

Step1 | 事前確認事項

- 1) まずは実習を開催することが可能かどうか施術所等の基準を調べる必要があります。(※参考 1)
- 2) 臨床実習指導者の資格を取得するためには、特に施術所で実習を行うことを想定した場合、5 年以上実務に従事することが必要条件となります。(★柔道整復師専科教員資格を有する場合は例外)
- 3) 上記 2)を満した上で、実習指導者の資格取得できる講習会を受講する必要があります。現状では、東海地区での開催が少なく、当面は当校での開催も予定しておりません。なお、資格取得に関しては当校からの補助はございませんので、あらかじめご了承ください。(※参考 2)

Step2 | 指導者資格を取得したら行うこと

- 1) 当校の臨床実習施設登録に関する判断基準を満たしているかご確認願います。(※参考 3)
- 2) 指導者資格を取得後、実習登録する施術所と学校の間で契約を交わす必要があります。
- 3) 契約書を含め、必要書類を県に届出することで当校の臨床実習施設としての登録が完了します。
- 4) 登録完了確認できましたら、翌年度からの実習開催が可能となります。
- 5) 他校の学生をお受けする場合は、改めて他校様と同様の契約が必要となります。

Step3 | 臨床実習を開催する際の注意事項

- 1) 当校では在校生の 2～3 年生の学生が対象となり、1 日あたり 1～2 名の受け入れをお願いしている施設が多いです。1 年間で期間を絞りますが、延べ最大 1～6 名くらいになるイメージかと思います。
- 2) 在校生の希望や居住などを考慮し、実習先を調整しているため、年度によっては実習の開催が行われない年度もある可能性があります。
- 3) 特に 3 年生はインターン実習の意味も込めて実習を行っております。しかしながら各施設の指導者様には強引な勧誘はお控え頂くようお願いしております。
- 4) 実習指導者資格を有した方が不在の時間帯は、実習としては認められません。別の方が現場で指導することは構いませんが、指導者資格を有した先生が院内にいることが絶対条件です。
- 5) 実習をお受けいただいた場合、学校からお支払いする実習費は¥250/時間(1 名あたり)となります。かなり低額となりますので、あらかじめご了承ください。

※1 | 参考資料（柔道整復師養成施設指導ガイドラインより抜粋）

8. 実習に関する事項

- (1) 臨床実習として、附属の臨床実習施設又は施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設 機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設をいうこと。
- (4) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置している介護施設等においては1単位を超えない範囲に限ること。
- (5) 施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア. 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿った実習ができること。
 - イ. 施術所は5年以上の開業実績があること。
 - ウ. 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。
 - エ. 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること。
 - オ. 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ. 施術所の開設者は、過去を含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ. 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

「医政局 0331 第 52 号 平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省医政局 局長通知

柔道整復師養成施設指導ガイドラインの一部改正について」より抜粋

※2 | 臨床実習指導者講習会の受講料について

(公社)日本柔道整復師会会員、または全国柔道整復学校協会会員校推薦者は 20,000 円、それ以外の方は 40,000 円です。受講される場合に問われますので、当校の実習担当者までお問合せ下さい。

※3 | 当校の臨床実習施設登録に関する判断基準

《絶対基準》……………必ず基準を満たす必要があります。

- ・ 臨床実習指導者講習会の受講を完了していること（指導者講習会修了証の写しの提出）
- ・ 臨床実習指導者が登録施設において、実習開催時間に指導にあたることができること
- ・ 実習施設としての登録が可能な施設が東海 4 県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）にあること
- ・ 施設の種類としては、医療機関（病院・クリニック）、施術所（整体院は不可、保険施術の実績があること）、介護施設（デイサービスも含む）であること
- ・ 重大な広告違反、反社会勢力との関わり、コンプライアンス違反がないこと
- ・ 施設構造設備ならびに衛生環境の基準が満たされていること
- ・ 過去に行政処分の実績がないこと